

処遇改善加算について

令和6年2月

鳥取市福祉部地域福祉課指導監査室

目次

○ 処遇改善加算について

I 処遇改善の概要

II 介護職員等ベースアップ等支援加算について

I 処遇改善加算の 概要

○処遇改善加算とは

処遇改善加算とは、介護職員の賃金改善を目的として平成24年にはじまった制度です。

平成23年の「介護職員処遇改善交付金」を前身とし、令和3年に経験・技能のある介護職員を対象とした「介護職員等特定処遇改善加算」が、令和4年には政府の「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」を踏まえ、臨時介護報酬改定で「介護職員等ベースアップ等支援加算」が創設されました。

処遇改善に係る加算全体のイメージ(令和4年度改定後)

①介護職員処遇改善加算

- 対象：介護職員のみ
- 算定要件：以下のとおりキャリアパス要件及び職場環境等要件を満たすこと

加算(Ⅰ)	加算(Ⅱ)	加算(Ⅲ)
キャリアパス要件のうち、①+②+③を満たすかつ職場環境等要件を満たす	キャリアパス要件のうち、①+②を満たすかつ職場環境等要件を満たす	キャリアパス要件のうち、①or②を満たすかつ職場環境等要件を満たす

<キャリアパス要件>

- ①職位・職責・職務内容等に応じた任用要件と賃金体系を整備すること
- ②資質向上のための計画を策定して研修の実施又は研修の機会を確保すること
- ③経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組みを設けること

※就業規則等の明確な書面での整備・全ての介護職員への周知を含む。

<職場環境等要件>

賃金改善を除く、職場環境等の改善

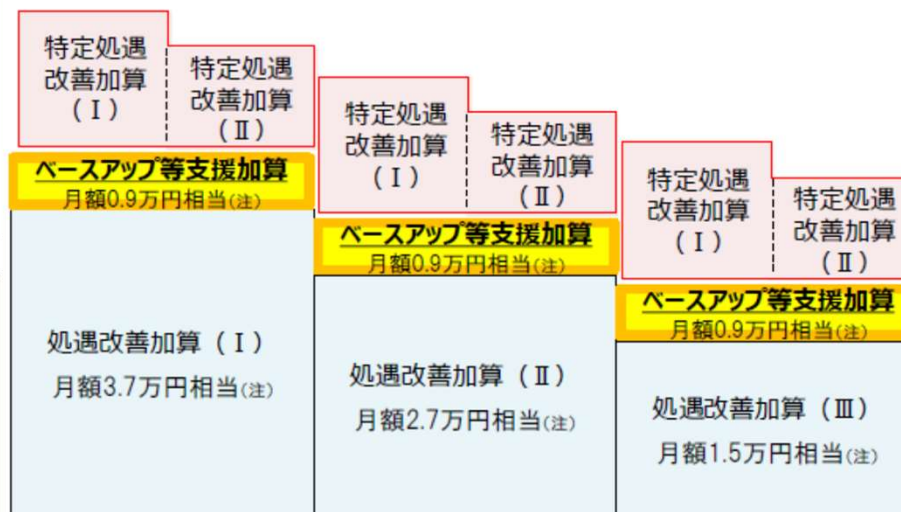
②介護職員等特定処遇改善加算

- 対象：事業所が、①経験・技能のある介護職員、②その他の介護職員、③その他の職種に配分
- 算定要件：以下の要件をすべて満たすこと。
※介護福祉士の配置割合等に応じて、加算率を二段階に設定。
➢処遇改善加算(Ⅰ)～(Ⅲ)のいずれかを取得していること
➢処遇改善加算の職場環境等要件に関し、複数の取組を行っていること
➢処遇改善加算に基づく取組について、ホームページ掲載等を通じた見える化を行っていること

③介護職員等ベースアップ等支援加算

- 対象：介護職員。ただし、事業所の判断により、他の職員の処遇改善にこの処遇改善の収入を充てることができるよう柔軟な運用を認める。
- 算定要件：以下の要件をすべて満たすこと。
➢処遇改善加算(Ⅰ)～(Ⅲ)のいずれかを取得していること
➢賃上げ効果の継続に資するよう、加算額の2/3は介護職員等のベースアップ等(※)に使用することを要件とする。
※「基本給」又は「決まって毎月支払われる手当」の引上げ

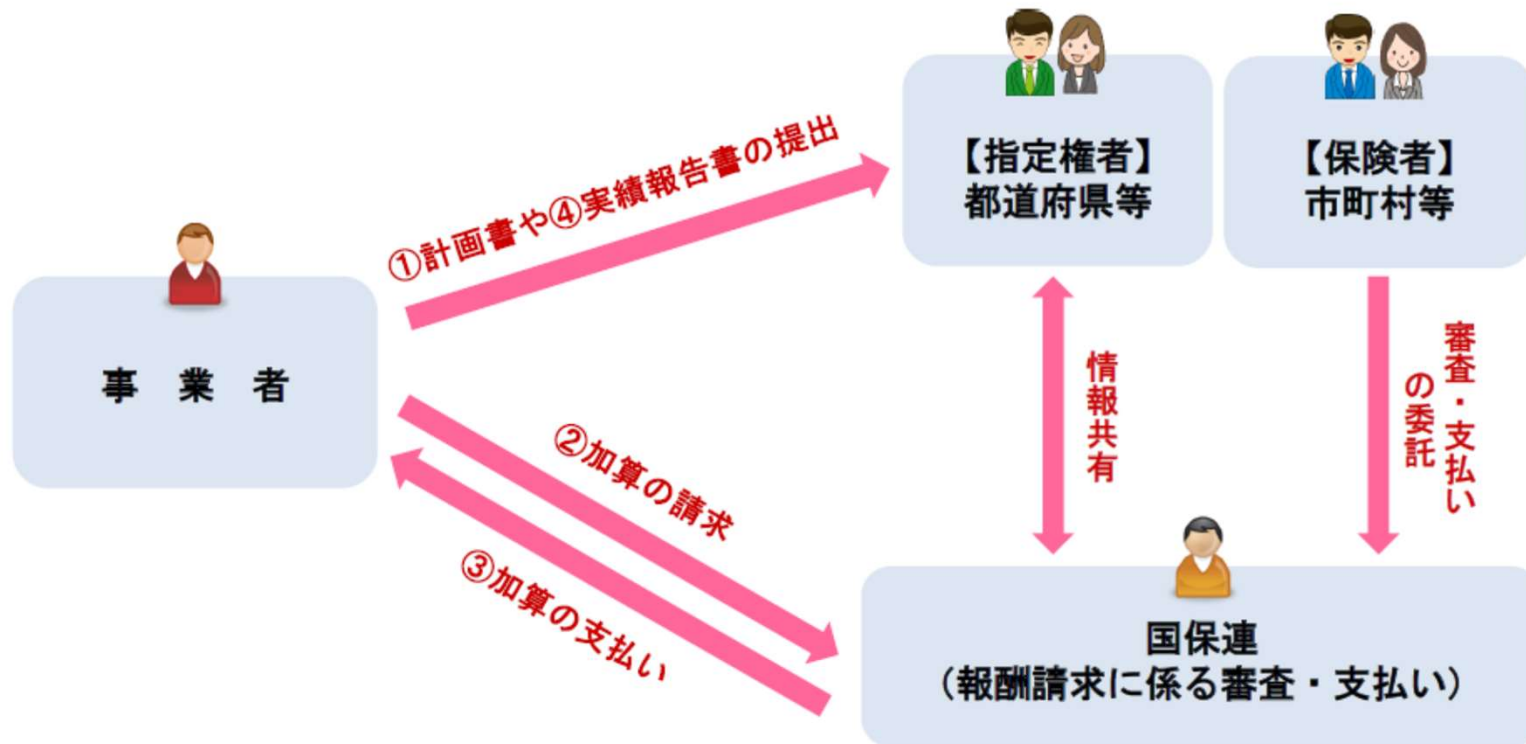
全体のイメージ



[注：事業所の総報酬に加算率(サービス毎の介護職員数を踏まえて設定)を乗じた額を交付。]

処遇改善のための加算額を賃金改善に充てる仕組み

○処遇改善加算等について、処遇改善計画書と実績報告書の提出を求め、処遇改善のための加算額が確実に職員の処遇改善に充てられることを担保している。



Ⅱ 介護職員等ベース アップ等支援加算に ついて

○「介護職員等ベースアップ等支援加算」取得要件

■取得要件

①処遇改善加算Ⅰ～Ⅲのいずれかを取得していること。

②賃上げ効果の継続に資するよう、加算額の2/3は介護職員等の「基本給」又は「決まって毎月支払われる手当の引き上げ」に使用すること。

○「介護職員等ベースアップ等支援加算」取得要件

■対象となる職員

- ・介護職員
- ・事業所の判断により、他の職員の処遇改善にこの処遇改善の収入を充てることができるよう柔軟な運用を認める。

介護職員等ベースアップ等支援加算は、要件さえ満たせば、対象となる職種や配分ルールに特段の指定はありません。他の処遇改善加算のように、細かいルールがないのが特徴です。

○介護職員等ベースアップ等支援加算

本市において、「介護職員等ベースアップ等支援加算」は令和6年1月時点で

86.7% の事業所が取得しています。

ぜひ介護職員等ベースアップ等支援加算を取得していただきますようお願いいたします。

算定要件や届出に必要な書類等、ご不明な点がございましたら指導監査室介護担当にお問い合わせください。